

「(仮称) こども誰でも通園制度」及び「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について (報告)

1. 報告事項

国事業である「(仮称) こども誰でも通園制度」及び「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について、概要を報告する。

2. 制度概要

- ▶ 国においては、令和5年度から定員に空きのある保育所において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方等を具体的に検討し、保育所の機能化に向けた効果を検討する「保育所の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実施。
- ▶ 都においても、令和5年度から保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等を利用していない未就園児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図り、かつ、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的として、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を実施。
- ▶ 今後、国モデル事業の実施結果を踏まえ、保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等を利用できる「(仮称) こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた試行実施を開始する予定。

	(仮称) こども誰でも通園制度 (国事業)	多様な他者との関わりの機会の創出事業 (都事業)
事業目的	▶ すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する	▶ 保護者の就労等の有無に関わらず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る
対象者	▶ 保育所や幼稚園等に通っていない、または在籍していない乳幼児 (0 歳児から 2 歳児)	▶ 同左
対象施設	▶ 幼稚園、認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育所、事業所内保育所等の多様な場所	▶ 同左
対象時間	▶ 令和6年度の試行実施では、子ども一人当たり「月 10 時間」を上限として行うことを想定	▶ 日額制の場合 1 日 8 時間利用、月額制の場合 1 月 160 時間利用を上限として、月を単位とした複数月
補助内容等	▶ 現時点で詳細未定 ※国において令和5年9月21日から有識者による検討会が発足されており、12月頃を目途に中間報告を行う予定	▶ 運営費⇒1施設あたり年額7,844千円を上限 ▶ 利用者負担軽減⇒生活保護世帯等の低所得世帯に対する利用料補助

3. 今後の方向性について

- ▶ 少子化の影響により、保育所や幼稚園の一部地域においては、保育枠に空きが生じていることで、施設の運営に多大な影響を及ぼしている。
- ▶ 幼稚園においても、2歳児から幼稚園に通うプレ保育のニーズが高まっており、プレ2歳児保育を開始する幼稚園が増加してきている。
- ▶ 育児休業法の充実等により、ある程度の年齢までは在宅での育児を希望する保護者も、育児相談や一時預かりニーズは高い状態にある。



- ▶ 多摩市でも、在宅子育てを希望する保護者の一時預かりや他者との関わりを求める声や、2歳児から幼稚園に通いたいという保護者のニーズ、また、保育所や幼稚園等における一部の施設において、保育枠に空きが生じている施設がある。
- ⇒ 多摩市においても、「(仮称) こども誰でも通園制度」及び「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について、幼稚園園長会や保育園園長会等と調整を重ねながら、試行実施に向けて検討を行っていく。